

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
満期保有目的の債券 ……償却原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
商 品 ……最終仕入原価法
- (3) 固定資産の減価償却の方法  
備 品(リース資産を除く)……定額法  
ソフトウェア(リース資産を除く)……定額法
- (4) 引当金の計上基準  
・貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- (5) 消費税等の会計処理  
税 込 方 式
- (6) 税効果会計の適用  
税引前の当期一般正味財産増減額と法人税等を合理的に期間対応させ、より適正な当期正味財産増減額を計上することを目的として税効果会計を適用している。
- (7) 退職給付に係る会計処理の方法  
当法人は、平成26年4月1日付けで確定給付型退職一時金制度を廃止し、中小企業退職金共済制度へ移行している。  
これに伴い、移行時における退職給付引当金の残高は、長期未払金(その他固定負債)に振替えている。  
また、当該未払金の支払資金として退職給付引当資産を引き続き保有している。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	30,000,000	0	0	30,000,000
定期預金	132,000,000	0	0	132,000,000
小計	162,000,000	0	0	162,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	42,223,322	0	0	42,223,322
減価償却引当資産	13,289,285	3,965,827	388,169	16,866,943
会員事業積立資産	9,254,785	0	0	9,254,785
小計	64,767,392	3,965,827	388,169	68,345,050
合計	226,767,392	3,965,827	388,169	230,345,050

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。(単位:円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
投資有価証券	30,000,000	30,000,000	0	0
定期預金	132,000,000	132,000,000	0	0
小計	162,000,000	162,000,000	0	0
特定資産				
退職給付引当資産	42,223,322	0	0	42,223,322
減価償却引当資産	16,866,943	0	16,866,943	0
会員事業積立資産	9,254,785	7,822,547	1,432,238	0
小計	68,345,050	7,822,547	18,299,181	42,223,322
合計	230,345,050	169,822,547	18,299,181	42,223,322

4. 担保に供している資産

該当事項はない。

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両	3,723,840	1,551,600	2,172,240
備品	22,238,473	15,315,343	6,923,130
ソフトウェア	5,169,378	3,787,922	1,381,456
合計	31,131,691	20,654,865	10,476,826

6. 保証債務等の偶発債務

該当事項はない。

7. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	帳簿価額	時価	評価損益
大阪市みおつくし公債24年1回	30,000,000	30,057,000	57,000
大阪市みおつくし公債23年2回	30,000,000	30,039,000	39,000
合計	60,000,000	60,096,000	96,000

8. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

当法人を支配する法人

(単位:円)

属性	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
支配法人	大阪市	大阪市北区中之島	—	地方公共団体	—	派遣なし	定期建物賃貸借	使用料及賃借料	1,234,670,724	未払金	478,670,724
								—	—	敷金	175,000,000
							受託事業	国際ビジネス支援事業	62,043,840	—	—
								企業誘致推進事業	58,309,200	—	—
								施設使用料等預り	9,611,956	未払金	9,611,956
分担金受取	海外事務所運営事業	27,737,138	仮受金	3,881,862							

1. 建物の定期賃借については、大阪市の基準に基づき決定している。なお、平成25年4月1日を開始日とした4年の定期建物賃貸借契約を締結している。
2. 受託事業については実費弁償方式による。

9. 退職給付関係

採用している退職給付制度の概要

確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度に加入している。

なお、従来確定給付型の制度として退職一時金制度を設けていたが、平成26年4月1日をもって廃止した。

## 10. 税効果会計関係

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:円)

未払事業所税	21,385,358
未払事業税	10,124,016
貸倒引当金	115,234
繰延税金資産(流動資産)	31,624,608
退職給付引当金	14,588,158
減価償却超過額	667,138
繰延税金資産(固定資産)	15,255,296
繰延税金資産合計	46,879,904

- (2) 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を、前事業年度の35.32%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については34.77%に、平成30年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については34.55%に変更されている。  
なお、この税率変更による影響は軽微である。